

意見書案第 5 号

非核三原則堅持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、川西市議会会議規則（平成4年川西市議会規則第1号）  
第13条第1項の規定により提出いたします。

令和8年9月17日

川西市議会議員

斯 波 康 晴

黒 田 美 智

## 非核三原則堅持を求める意見書

非核三原則は、１９６７年（昭和４２年）に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、１９７１年（昭和４６年）に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という原則を国是とする国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持しています。

しかしながら、昨年から安全保障関連３文書の改定に向けた議論が与党内で進められており、これに伴う、非核三原則の見直しの可能性が報道されています。

こうした状況を踏まえ、核兵器の残虐性を体験した被爆者で構成される日本原水爆被害者団体協議会は、非核三原則の堅持等を求める抗議声明を国に提出しています。

唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆者の思いをしっかりと受け止め、被爆の実相を後代に伝えつつ、８１年前の広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないよう、「核兵器のない世界」の実現に向けて着実に努力を積み重ねていかなければなりません。

よって、非核三原則遵守をうたう「非核平和都市宣言」を行っているまちの市議会として政府及び国会に対し、非核三原則を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年９月１７日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

} あて

川西市議会議長

大矢根 秀 明